



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

株券電子化

株券電子化は今、日本が官民をあげて取り組んでいるビッグプロジェクトですね。

自宅に紙のままの株券がある方は、今年の年末には、証券会社の窓口がたいへん込み合い、事務手続きが間に合わないことも予想されますから、できるだけ早めに株券電子化に対応することをおすすめします。

株券電子化(株式のペーパーレス化)とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものです。

個人株主の株券電子化のメリット

1. 株券を手元で保管することなどによる紛失や盗難、偽造株券取得のリスクが排除されます。
2. 株式の売買の際、実際に株券を交付・受領したり株主名簿の書換申請を行う必要がなくなります。
3. 発行会社の商号変更や売買単位の変更の際に、株券の交換のため、発行会社に株券を提出する必要がなくなります。

個人株主の対応方法

自宅や貸金庫など、ご自身で管理されている株券、いわゆる「タンス株券」については、株券電子化が実施されると株券は無効となり、移行日における株主名簿上の株主の名義で、発行会社により設定される「特別口座」において株式が管理されることとなります。

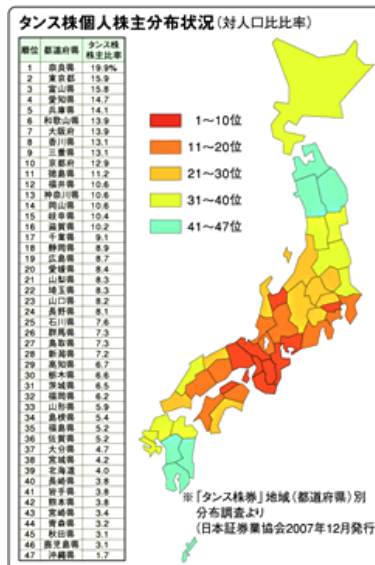
この場合、株券電子化が実施される日までに株券を所有者本人の名義に書き換えておかないと、本人名義に書き換えるために、煩雑な手続きが必要になり、また、名義上の株主が勝手に株式を売却してしまうことにより、株主としての権利を失うおそれもあります。

このため、タンス株券を保有する方は、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、株券の名義を本人名義に書き換えておく必要があります。

株券電子化は、平成16年6月から5年を超えない範囲、すなわち、平成21年6月までには実施することとされており、具体的には、平成21年1月実施を目標として準備が進められています。

大切な株券は、保有し続ける方も、今後売却を考えている方も、手続きがスムーズに行えるように、早めに対応することで安心して株券電子化を迎えましょう。

(青島彩子)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先: 朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

税金Q&A

Question (ホームページ制作費用の取扱い)

当社は、フランス料理店を営む8月決算の中小企業です。
かねてよりホームページにてお店及びメニューの紹介を行っていますが、売上の更なる増加を図るために、ホームページ上で食材などの購入注文ができる機能を追加しました。
現在、ホームページ制作会社に更新料を毎月支払い、広告宣伝費として計上しています。この追加した機能に係る費用についても、広告宣伝費とすることができますか？

Answer

購入注文ができる機能にはコンピュータープログラムが含まれており、ソフトウェアに該当することとなります。したがって、原則として、無形固定資産として計上し、5年間にわたって定額法で減価償却をすることとなります。

解説



税務上、ホームページの制作費用については、次のような取扱いとなります。

一時の損金となる場合

お店及びメニューなどを紹介するためのホームページの制作費用には、一般的にコンピュータープログラムは組み込まれておらず、その内容は頻繁に更新され、費用支出の効果が1年を超えて及ぶことはあまりないと考えられます。そのため、原則として支出した事業年度において広告宣伝費などの科目で一時の損金とすることができます。

税務上の繰延資産となる場合

の場合において、そのホームページの内容が更新されないまま使用期間が1年を超える場合には、その制作費用は税務上の繰延資産とされ、その使用期間に応じて均等償却することとなります。ただし、その費用の支出額が20万円未満であれば、一時の損金とすることができます。

ソフトウェアとなる場合

ホームページの制作費用の中に購入注文できる機能などコンピュータープログラムの制作費用が含まれる場合には、その部分をソフトウェアとして資産計上し、5年間にわたって定額法で減価償却をすることとなります。ただし、その取得価額が10万円未満であれば、消耗品などの科目で一時の損金とすることができます。20万円未満であれば、一括償却資産として3年間で償却することができます。更に、その取得価額が30万円未満で一定の中小企業の場合には、年間300万円までを限度として、一時の損金とすることができます。

なお、ホームページの制作費用にコンピュータープログラムの制作費用が含まれているかどうか不明である場合には、原則として、その全額もって無形固定資産に計上することとなります。

根拠条文等

法人税法施行令 第133条	少額の減価償却資産の取得価額の損金算入
法人税法施行令 第133条の2	一括償却資産の損金算入
法人税法施行令 第134条	繰延資産となる費用のうち少額のもの損金算入
租税特別措置法 第67条の5	中小企業者等の少額減価償却資産の即時損金算入の特例

お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで